

公益財団法人広島県下水道公社役員等の  
報酬及び費用弁償に関する規程

# 公益財団法人広島県下水道公社役員等の報酬及び 費用弁償に関する規程

(平成24年5月29日 規程第7号)

## (目的)

第1条 この規定は、公益財団法人広島県下水道公社（以下「公社」という。）定款第16条第2項及び第32条の規定に基づき、評議員の費用弁償並びに役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第13条の規定に基づき置かれる評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第26条の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号に定める報酬、賞与及びその他職務遂行の対価をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は年俸制とする。
- 3 常勤役員に支給する手当は、通勤手当とする。
- 4 非常勤役員には、その職務のため会議等に出席したときは、職務執行の対価として、謝礼金を支払う。ただし、国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する一般職又は特別職である非常勤役員には支払わない。

## (報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員に支給する報酬年額は、別表第1「常勤役員に支給する給料年額」の範囲内で、理事長が評議員会の承認を得て定めるものとする。

- 2 常勤役員には、その通勤の実態に応じた通勤手当を支給する。
- 3 前条第4項の非常勤役員に支払う謝礼金の額は、別表第2「非常勤役員に支払う報酬の額」のとおりとする。

## (費用の支払い)

第5条 公社は、評議員及び役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 評議員及び役員には、評議員会及び理事会出席の都度、交通費を支払う。ただし、評

議員及び役員が国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する一般職又は特別職である場合は、その者からの請求があった場合に限り支払う。

- 3 前項に定める交通費の額は、広島県の「職員の旅費に関する条例（昭和28年条例第23号）」の9級の職にある者の例に準ずる。

（報酬の支給日）

第6条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の日を支払うものとし、評議員及び非常勤役員については、評議員会及び理事会への出席等必要の都度、支払うものとする。

（報酬の支給方法）

第7条 第3条第2項に定める報酬の支払い方法は、年俸額を12か月で除した額（この支給額に1,000円以下の端数が生じる場合、年度の初めの月で処理するものとする。）を支給する。

- 2 報酬等については、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 3 通勤手当の支給方法は、前条に定める支給日に支給する。

（退職手当）

第8条 評議員及び役員が任期満了又は退任した場合の退職手当は、支給しない。

（公表）

第9条 公社は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

（補則）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則（平成24年5月29日決議）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

（平成25年4月1日登記）

別表第1

常勤役員に支給する給料年額（第4条第1項関係）

区 分	給 料 年 額
理 事 長	850万円までの範囲内
常 務 理 事	650万円までの範囲内

別表第2

非常勤役員に支払う報酬の額（第4条第3項関係）

区分	報酬の額	職務の内容	適 用
理 事 監 事	勤務1日2時間以内につき9,800円とし、1時間毎に4,900円を加算する。ただし、年間100万円までの範囲内とする。	職務のため、評議員会及び理事会等の会議に出席した時	国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する一般職又は特別職でない者